

第1章 令和元年度農林水産行政の概観

第1節 農 業

1 施策の背景

我が国の農業は、人口減少に伴う国内マーケットの縮小や、農業者の減少・高齢化の進行など、大きな曲がり角に立っている。このような中で、我が国の農業に活力を取り戻し、若者たちが創意工夫を存分に発揮できる魅力ある成長産業にしていくためには、消費者ニーズに応えた付加価値の高い農産物の生産・販売や、成長著しい海外マーケットの開拓を進めるとともに、農業の構造改革を進めていく必要があることから、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、農業の成長産業化に向けた取組を着実に実施した。

2 講じた施策の重点

(1) 農業の更なる競争力強化等に向けた取組

令和元年12月10日、農林水産業・地域の活力創造本部において、「農林水産業・地域の活力創造プラン」が改訂された。近年、頻発する自然災害や豚熱の発生、TPP11や日EU・EPA、日米貿易協定による国際環境の変化など、様々な政策課題に対応し、生産基盤の強化と成長産業化のための改革を一体的に進め、自然災害や国際競争にも負けない強い農林水産業・農山漁村を構築するため、「農業生産基盤強化プログラム」を新たにプランに位置付けるとともに、スマート林業・水産業の推進等の新たな施策を盛り込んだ。

また、活力プランに基づいた施策の実現に向けて、第201回通常国会においては、「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案」、「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案」、「種苗法の一部を改正する法律案」等5法案を提出した。

(2) 「総合的な TPP 等関連政策大綱」に基づく対策の実施

令和2年1月1日に日米貿易協定が発効した。日米貿易協定等による国際環境の変化への対策として、令和元年12月5日に改訂された「総合的なTP

P等関連政策大綱」に基づき、我が国農林水産業の体質強化対策を実施するため、令和元年度補正予算において、総額3,250億円を確保した。

(3) 新たな食料・農業・農村基本計画

ア 新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けた議論

令和2年3月31日には、中長期の農政の指針となる、新たな基本計画が閣議決定された。新たな基本計画は、食料・農業・農村基本法（平成11年7月制定）に基づき決定された5回目の基本計画である。

策定に当たっては、現場の取組や課題を幅広く把握するため、食料・農業・農村政策審議会の企画部会において、36名の農業者・食品事業者等から8回にわたりヒアリングを実施した。その後、企画部会における13回にわたる議論、地方意見交換会・現地調査10か所を経て、3月25日の本審議会での答申を受けて決定された。

イ 新たな食料・農業・農村基本計画

新たな基本計画では、農業・農村は国民生活に必要な不可欠な食料を供給する機能や国土の保全等の多面的機能を有している一方で、人口減少に伴う国内マーケットの縮小や農業者の減少・高齢化、グローバル化の一層の進展などの課題に直面していると現状を整理した。こうした中、我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐことが重要であり、そのためには国内農業の生産基盤の強化が不可欠であるとの考えの下、施策を展開していくこととした。

具体的には前回の基本計画と同様に引き続き「産業政策」と「地域政策」を車の両輪とした上で、①経営規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず、農業経営の底上げにつながる生産基盤の強化、②新たな輸出目標の達成に向けた更なる農林水産物・食品の輸出拡大、③関係府省と連携した「地域政策の総合化」、④食や農に関する国民運動の展開、などを進めていくこととしている。

ウ 食料自給率の目標

食料自給率目標については、①食料消費について、人口減少や高齢化の進展、食の嗜好の変化、

第1章 令和元年度農林水産行政の概観

食品ロス削減の意識の高まり等を踏まえて示した「食料消費の見通し」、②農業生産について、国内の需要にも、輸出にも対応できる国内生産基盤の強化を図ること等を踏まえて示した「生産努力目標」を前提として、諸課題が解決された場合に実現可能な水準として食料自給率等の目標を設定しており、カロリーベースでは現状37%から45%に、生産額ベースでは現状66%から75%に引き上げる目標を設定した。さらに、飼料が国産か輸入かにかかわらず、畜産業の活動を適切に反映し、国内生産の状況を評価する指標として、食料国産率の目標を新たに設定し、カロリーベースでは現状46%から53%に、生産額ベースでは69%から79%に引き上げる目標を設定した。また、食料安全保障に関する国民的な議論を深めるために示された食料自給力指標について、農地等の資源に加えて、新たに省力化等の農業技術や農業労働力も考慮することとした。

3 財政措置

以上の重点施策を始めとする施策の総合的な推進を図るため、必要な予算等の確保・充実に努め、令和元年度農業関係予算一般会計予算額は、総額1兆7,820億円となった。

また、令和元年度の農林水産省関係の財政投融资計画額は5,379億円となった。このうち主要なものは、株式会社日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）への計画額5,300億円となっている。

4 税制上の措置

施策の総合的な推進を図るため、以下を始めとする所要の税制措置が講じられた。

(1) 農業の構造改革の推進・農業経営の安定化

ア 農業経営基盤強化促進法の改正を前提に、一定の事項が定められた農用地利用規程に基づき行われる農用地利用改善事業の実施区域内にある農用地が、当該農用地の所有者の申出に基づき農地中間管理機構に買い取られる場合を2千万円特別控除の適用対象に追加（所得税・法人税）

イ 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却等の2年延長（所得税・法人税、登録免許税）

ウ 利用権設定等促進事業により農用地等を取得し

た場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置等の2年延長（登録免許税・不動産取得税）

(2) 農林水産関連産業の振興等

エ 特定農産加工業経営改善臨時措置法等の改正を前提に、同法に規定する承認計画に係る施設に対する事業所税の課税標準の特例措置について、菓子製造業、パスタ製造業及び砂糖製造業を適用対象に加えた上、適用期限を延長（事業所税）

5 農業金融

株式会社日本政策金融公庫資金（農林水産業者向け業務）の令和元年度貸付計画額は6,760億円（補正予算後）で、貸付実績は農業経営向けの主要な資金として、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）が2,957億円と対前年比11%減となっている。うち畜産分野が2,079億円と70.3%を占めている。

また、令和元年度の民間金融機関の農業向け融資残高（林業含む）は9,981億円と対前年比3%増。農協系統については、令和元年度新規実行額（長期資金）は4,122億円と対前年比0.4%増となっている。

6 立法措置

第198回国会（通常国会）において、

- ・「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」（平成31年法律第17号）
- ・「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第12号）
- ・「特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律」（令和元年法律第22号）
- ・「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第31号）

第200回国会（臨時国会）において、

- ・「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（令和元年法律第57号）
- ・「肥料取締法の一部を改正する法律」（令和元年法律第62号）

第201回国会（通常国会）において、

- ・「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律」（令和2年法律第16号）

が成立した。

第2節 林業

1 施策の背景

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、木材の生産等の多面的機能を持つ。近年、台風による大きな山地災害、風害等、きわめて大規模の災害が頻発しており、森林の有する山地災害防止機能により人々の生活を守ることの重要性が増している。この機能を持続的に発揮させるためにも、森林を適切に整備・保全し、健全な森林を維持することが必要となっている。

また、我が国の森林は、これまでの先人の努力等により、戦後造林された人工林を中心に蓄積量が増加している。この豊富な森林資源を「伐って、使って、植える」という形で循環利用することを通じ、林業の成長産業化と森林の適切な管理を両立していくことが求められている。

この両立のため、林野庁は、施業の集約化、意欲と能力のある林業経営者の育成、木材の安定供給の確保、効率的なサプライチェーンの構築、これまで木材があまり使われてこなかった中高層建築物の木造化・木質化、高付加価値木材製品の輸出等、川上から川下までの取組に対して総合的な支援を行った。また、労働人口が減少する中、林業を若者にとって魅力のある「選ばれる産業」にしていくため、生産性の向上や労働安全対策の強化に向け、スマート林業の推進や自動化機械の開発、セルロースナノファイバーや改質リグニンといった木質系新素材の開発等の「林業イノベーション」に取り組んだ。

さらに、令和元年度には、森林経営管理制度の運用と森林環境譲与税の譲与が始まった。これにより、森林の整備を一層推進することが期待される。

この森林経営管理制度の要となる林業経営者を育成するため、「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案」を第198国会（常会）に提出（令和元年6月5日可決成立）し、国有林の一定の区域において、公益的機能を確保しつつ、一定の期間、安定的に樹木を採取できる権利（樹木採取権）の仕組み等を構築した。

このほか、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける林業者等が資金調達を行う際の実質無利子化・実質無担保化等の資金繰り支援等を実施した。

2 講じた施策の重点

(1) 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的

に発揮させていくため、①面的なまとまりをもった森林経営の確立、②再造林等による適切な更新の確保、③適切な間伐等の実施、④路網整備の推進、⑤多様で健全な森林への誘導、⑥地球温暖化防止策及び適応策の推進、⑦国土の保全等の推進、⑧研究・技術開発及びその普及、⑨山村の振興及び地方創生への寄与、⑩国民参加の森林（もり）づくりと森林の多様な利用の推進、⑪国際的な協調及び貢献に関する施策を推進した。

特に、山村地域が有する森林空間を活用することにより、新たな雇用と収入機会を生み出す「森林サービス産業」について、その創出・推進に向けた課題解決策を明らかにするとともに、今後の展開方向について、幅広い視点から検討を進めることを目的として、「森林サービス産業」検討委員会を令和元年8月より複数回開催した。

また、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風等に伴う大規模災害発生時には、ヘリコプターによる広域的な被害状況調査や、災害復旧に向けた技術支援職員の派遣等、地方公共団体に対する支援を迅速かつ円滑に実施した。

さらに、地域の安全・安心の確保に向け「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）等による森林整備や治山対策を推進した。

(2) 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、①望ましい林業構造の確立、②人材の育成・確保等、③林業災害による損失補填に関する施策を推進した。

(3) 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

林産物の供給及び利用を確保するため、①原木の安定供給体制の構築、②木材産業の競争力強化、③新たな木材需要の創出、④消費者等の理解の醸成、⑤林産物の輸入に関する措置に関する施策を推進した。

(4) 東日本大震災からの復旧・復興に関する施策

東日本大震災により被災した治山施設、海岸防災林及び地震により発生した崩壊地等の復旧及び再生を推進するとともに、放射性物質の影響に対応した木材製品等の安全証明体制の構築、安全な特用林産物の供給確保のための支援、被災地域の林業・木材産業の復興に向けた地域材の活用による木造建築等の普及及び木質バイオマス関連施設等の整備を推進した。

(5) 国有林野の管理及び経営に関する施策

国土保全等の公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしている国有林野の特性を踏まえ、公益重視の管理経営を一層推進した。

また、林業の成長産業化へ貢献するため、森林施業の低コスト化の推進と技術の普及を実施するとともに、「国民の森林」としての管理経営と国有林野の活用を推進した

(6) 団体の再編整備に関する施策

森林組合に対して、国民や組合員の信頼を受けて地域の森林施策や経営の担い手として、「森林経営管理制度」においても重要な役割を果たすよう、内部牽(けん)制体制の構築、法令等遵守の徹底、経営の透明性の確保等、事業・業務執行体制の強化及び体質の改善に向けた指導を行った。

3 財 政 措 置

(1) 財 政 措 置

諸施策を実施するため、表のとおり林業関係の一般会計予算及び東日本大震災復興特別会計予算の確保に努めた。(表1)。

令和元年度林野庁関係当初予算においては、一般会計に非公共事業費約 1,063 億円、公共事業費約 2,370 億円、また補正予算には約 814 億円を計上した。

表1 林業関係の一般会計等の予算額

(単位：百万円)

区分	令和元年度
林業関係の一般会計等の予算額	431,331
治山事業の推進	102,738
森林整備事業の推進	171,571
災害復旧等	31,615
保安林等整備管理	484
森林計画	960
森林の整備・保全	3,315
林業振興対策	5,610
林産物供給等振興対策	2,709
森林整備・林業等振興対策	28,784
林業試験研究及び林業普及指導	11,081
森林病虫害等防除	715
林業金融	1
国際林業協力	170
その他	71,579

東日本大震災復興特別会計予算額	26,417
国有林野事業債務管理特別会計予算額	356,466

注1：予算額は補正後のものである。

注2：一般会計及び東日本大震災復興特別会計には、他省庁計上予算を含む。

注3：総額と内訳の計が一致しないのは、四捨五入による。

(2) 森林・山村に係る地方財政措置

「森林・山村対策」、「国土保全対策」等を引き続き実施し、地方公共団体の取組を促進した。

4 立 法 措 置

第198回通常国会において以下の法律が成立した。

- ・国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第31号）

5 税 制 上 の 措 置

林業に関する税制について、令和元年度税制改正において、

- ① 中小企業投資促進税制の適用期限を2年延長すること（所得税・法人税）
- ② 商業・サービス業・農林水産業活性化税制について、経営改善により売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上の見込みであることについて認定経営革新等支援機関等の認定を受けることを適用条件に加えた上で適用期限を2年延長すること（所得税・法人税）
- ③ 中小企業経営強化税制の適用期限を2年延長すること（所得税・法人税）
- ④ 森林組合の合併に係る課税の特例の適用期限を3年延長すること（法人税）
- ⑤ 中小企業等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を2年延長すること（法人税）
- ⑥ 独立行政法人農林漁業信用基金が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長すること（登録免許税）
- ⑦ 森林環境税及び森林環境譲与税を創設すること等の措置を講じた。

6 林 業 金 融

(1) 株式会社日本政策金融公庫資金制度

株式会社日本政策金融公庫資金の林業関係資金については、造林等に必要の長期低利資金について、貸付計画額を234億円とした。沖縄県については、沖縄振興開発金融公庫の農林漁業関係貸付計画額を60億円とした。

森林の取得、木材の加工・流通施設等の整備、災害からの復旧を行う林業者等に対する利子助成を実施した。

東日本大震災により被災した林業者等に対する利子助成を実施するとともに、実質無担保・無保証人貸付けを実施した。

令和元年東日本台風により被災した林業者等に対する利子助成を実施するとともに、実質無担保・無保証人貸付けを実施した。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者等に対し、実質無利子・無担保等貸付けを実施した。

(2) 林業・木材産業改善資金制度

経営改善等を行う林業者・木材産業事業者に対する都道府県からの無利子資金である林業・木材産業改善資金について、貸付計画額を40億円とした。

(3) 木材産業等高度化推進資金制度

木材の生産又は流通の合理化を推進するための木材産業等高度化推進資金について貸付枠を600億円とした。

(4) 独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証制度

林業経営の改善等に必要の資金の融通を円滑にするため、独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証、林業経営者に対する経営支援等の活用を促進した。

東日本大震災により被災した林業者等に対する保証料の助成等を実施した。

重大な災害により被災した林業者等に対し、保証料を実質免除した。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者等に対し、実質無担保等により債務保証を行うとともに、保証料を実質免除した。

(5) 林業就業促進資金制度

新たに林業に就業しようとする者の円滑な就業を促進するため、新規就業者や認定事業主に対する研修受講や就業準備に必要な資金の林業労働力確保支援センターによる貸付制度を通じた支援を行った。

第3節 水産業

1 施策の背景

21世紀における水産施策の基本的指針である水産基本法(基本法)が平成13年6月に制定されてから17年が経過した。この間、基本法が掲げた水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展という基本理念の実現に向けて、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水産基本計画(基本計画)が4度(平成14年3月、平成19年3月、平成24年3月及び平成29年4月)にわたり策定され、これに基づき水産政策を推進してきた。

その間、水産をめぐる情勢も大きく変化した。世界的な人口の増加や経済発展に加え、水産物の優れた栄養特性に対する評価の高まりもあり、その需要が増大しているほか一方、世界の水産資源の多くは既に満限あるいはそれ以上に利用されているとされており、我が国周辺の豊かな水産資源を適切に管理し、国民に安定的に水産物を供給していくことの重要性が高まっている。

しかしながら、このような世界的なすう勢とは裏腹に、我が国においては、漁船の高船齢化、漁業者の減少・高齢化の進行など水産物の生産体制が脆弱化するとともに、国民の「魚離れ」の進行が止まらず、このままでは、我が国周辺の「身近な自然の恵み」を活用する力を失ってしまう状況も懸念されているほか、最近では我が国水産物の輸出金額が上昇傾向にあるなど明るい兆しもみられている。

このため、基本計画では、我が国周辺の豊かな水産資源を持続的な形でフル活用を図るとともに、水産物の安定供給と漁村地域の維持発展に向けて、産業としての生産性の向上と所得の増大による成長産業化、その前提となる資源管理の高度化等を図るため、総合的かつ計画的に講ずべき施策を示している。

2 講じた施策の重点

水産業は、我が国周辺の豊かな水産資源を持続可能な形でフルに活用することによって、国民に対して水産物を安定的に供給すると同時に、漁村地域の経済活動や国土強靱化の基礎をなし、その維持発展を担うことが期待されている。水産業がその期待される役割を十全に果たすためには、水産資源とそれを育む漁場環境の適切な保全・管理を行いつつ、水産業の生産性の向上によって、そこで働く人々の所

得の増大を図る必要がある。このような考え方の下、政府は、水産基本計画(平成29年4月28日閣議決定)に基づき、①浜の活力再生プランを軸とした漁業・漁村の活性化、②漁業・漁村の活性化を支える取組及び③東日本大震災からの復興について、総合的かつ計画的に推進した。

また、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成30年6月1日改訂。農林水産業・地域の活力創造本部決定)に盛り込んだ「水産政策の改革について」に即して、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就労構造の確立を目指して、「漁業法等の一部を改正する等の法律案」を第197回国会に提出し、平成30年12月に成立した。漁業者、都道府県等の関係者に丁寧な説明を行い、関係者の意見を聴きながら施行に向けた準備を進めた。

資源管理の徹底とIUU(違法・無報告・無規制)漁業の撲滅を図る等の観点から、①国内漁獲証明制度の創設、②特定の水産動植物への漁獲証明の義務付け、③IUU漁業の懸念がある輸入水産物に係る輸入時の漁獲証明の確認の義務化について、学識経験者、生産者団体、加工・流通・小売団体等から意見を聞きながら検討を進めた。

さらに、ICTを活用した適切な資源評価・管理、生産活動の省力化、漁獲物の高付加価値化等を図るため、スマート水産業の社会実装に向けた取組を推進した。

3 財政措置

水産関係予算の主な内訳は、次のとおりである。

(単位：百万円)

令和元年度

項目	通常分	復旧・復興対策分	合計
合計	298,288	70,480	368,768
非公共(計)	181,443	5,756	187,199
公共(計)	116,845	64,724	181,569
一般公共	110,486	2,465	112,951
水産基盤整備	109,038	2,465	111,503
漁港海岸	1,448	0	1,448
災害復旧	6,359	62,259	68,618

注1：通常分とは、基礎的財政収支対象経費に係る分であり、公共においては、臨時・特別の措置分を含む。
 復旧・復興対策分とは、東日本大震災復興特別会計に係る分である。

注2：金額は補正後予算額である。

注3：上記のほか、東日本大震災復興交付金を復興庁に計上。

4 税制上の措置

施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめとする所要の税制措置を講じた。

- (1) 漁業協同組合等の合併に係る課税の特例措置(適格合併の要件緩和)の3年延長(法人税)
- (2) 漁業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例措置(取得価格のうち貸付相当分を控除、上限1/2)の2年延長(不動産取得税)
- (3) 漁業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置(0.4%→0.15%)の2年延長(登録免許税)
- (4) 東日本大震災の被災代替資産等(漁船)に係る特別償却等の特例措置の2年延長(所得税、法人税、固定資産税)

5 水産業金融

漁業経営をめぐる情勢が厳しくなる中で、経営改善に取り組む意欲ある漁業者の多様な経営発展を金融面から支援するため、認定漁業者が漁船建造等のため借り入れる漁業近代化資金及び日本政策金融公庫資金(沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金)の金利負担軽減措置を講じた。また、保証人を不要とし、担保は漁業関係資産のみとする実質無担保・無保証人型融資を推進した。

さらに、東日本大震災の発生を受けて、二重債務等が問題となる中、被災漁業者等の速やかな復旧・復興に要する資金が円滑に融通されるよう、漁業近代化資金、株式会社日本政策金融公庫等の災害関連資金についての実質無利子、無担保・無保証人の特例措置及び無担保・無保証人融資を推進するための緊急的な保証についての支援等を講じた。